

<別紙 4>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

＜参考条文＞

○奈良県公契約条例

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公契約 県が発注する建設工事の請負契約、県が業務を委託する契約及び県と地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者との公の施設の管理に関する協定をいう。
- 二 特定公契約 公契約のうち、第八条から第十七条までの規定の適用を受ける公契約として規則で定める種類及び金額のものをいう。

（基本方針）

第六条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保を図るものとする。

- 一 公契約の相手方の選定に当たっては、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上に対する寄与の程度を勘案すること。

二 公契約の履行に当たっては、受注者及び下請負者等に対し次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めること。

ア 最低賃金法第四条第一項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第三条に規定する最低賃金額（同法第七条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による被保険者（同法第三条第四項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による被保険者（同条に規定する七十歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者について、同法第七条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の二第一項の規定による届出を行うこと。

○奈良県公契約条例施行規則

(特定公契約)

第三条 条例第二条第二号の規則で定める種類及び金額のものは、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額のものとする。

種 類	金 額
一 建設工事の請負契約	予定価格三億円以上
二 業務を委託する契約であって、次の業務のいずれかを含む内容のもの（契約期間が六月を超えるものに限る。） ア 県が管理する建物及び土地における清掃業務、警備業務（警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第一項に規定する警備業務をいい、同条第五項に規定する機械警備業務を除く。）、駐車場管理業務、受付業務、案内業務、宿日直業務又は電話交換業務 イ 県が管理する建物において行う給食の調理等の業務又は洗濯業務	予定価格三千万円以上
三 公の施設の管理に関する協定であって、前号ア及びイに掲げる業務のいずれかを含む内容のもの	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の選定に関する募集に係る委託料の上限額三千万円以上